

目 次

ページ

資料 1	地方自治法施行令（抄）	1
資料 2	建設業許可の水道施設工事業の解説（HPより参照）	11
資料 3	水道施設工事の建設業許可について説明します（HPより参照）	24
資料 4	水道施設工事業とは（HPより参照）	30
資料 5	建設業許可の業種区分	32
資料 6	建設工事の内容、例示、区分の考え方（H29.11.10改正）	34
資料 7	国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）（抜粋）	38
資料 8	国土交通省土木工事積算基準による諸経费率早見表（抜粋）	40
資料 9	令和 6 年度水道施設整備費に係る歩掛表 改訂総括表（抜粋）	42

地方自治法施行令(抄)

昭和22年5月3日政令第16号

最終改正 平成27年1月30日政令第30号

第2編 普通地方公共団体

第3章 議会

第121条の2 地方自治法第96条第1項第5号に規定する政令で定める基準は、契約の種類については、別表第3上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

2 地方自治法第96条第1項第8号に規定する政令で定める基準は、財産の取得又は処分の種類については、別表第4上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

第5章 財務

第1節 会計年度所属区分

(歳出の会計年度所属区分)

第143条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。

(1)～(3) 略

(4) 工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度

(5) 略

2 略

第2節 予算

(継続費)

第145条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかつたものは、当該継続費の継続年度の終わりまで通次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度(継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度)が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3 略

(繰越明許費)

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算

の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 略

(予算の執行及び事故繰越し)

第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

- (1)～(3) 略

2 略

- 3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

第4節 支出

(支出命令)

第160条の2 地方自治法第232条の4第1項に規定する政令で定めるところによる命令は、次のとおりとする。

- (1) 当該支出負担行為に係る債務が確定した時以後に行う命令
- (2) 当該支出負担行為に係る債務が確定する前に行う次に掲げる経費の支出に係る命令
 - イ 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費
 - ロ 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費
 - ハ イ及びロに掲げる経費のほか、2月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は1月当たりの対価の額が定められているもののうち普通地方公共団体の規則で定めるものに基づき支払をする経費

(前金払)

第163条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- (1) 官公署に対して支払う経費
- (2) 補助金、負担金、交付金及び委託費
- (3) 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費
- (4) 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなつた家屋又は物件の移転料
- (5) 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電燈電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
- (6) 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
- (7) 運賃
- (8) 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金をもつて支払をしなければ事務の取

扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

第6節 契約

(指名競争入札)

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸料の年額又は総額)が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第25項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子福祉団体若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下

この号において「母子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。
 - (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
 - (9) 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
 - 3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
 - 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(せり売り)

第167条の3 地方自治法第234条第2項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものとする場合とする。

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第167条の5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

第167条の5の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第1項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

（一般競争入札の公告）

第167条の6 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

（一般競争入札の入札保証金）

第167条の7 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。

- 2 前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他普通地方公共団体の長が確実に認める担保の提供をもつて代えることができる。

（一般競争入札の開札及び再度入札）

第167条の8 一般競争入札の開札は、第167条の6第1項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わ

せなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。
- 3 入札者は、その提出した入札書(当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに、再度の入札をすることができる。

(一般競争入札のくじによる落札者の決定)

- 第167条の9 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

- 第167条の10 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。
- 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。
- 第167条の10の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第234条第3項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によ

つてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

- 3 普通地方公共団体の長は、前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者(次項において「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第167条の6第1項の規定により公告するときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

(指名競争入札の参加者の資格)

- 第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第167条の5第1項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。
 - 3 第167条の5第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(指名競争入札の参加者の指名等)

- 第167条の12 普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。
- 2 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項をその指名する者に通知しなければならない。

- 3 第167条の6第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。
- 4 普通地方公共団体の長は、次条において準用する第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札(以下「総合評価指名競争入札」という。)を行おうとする場合において、当該契約について第2項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項及び前項において準用する第167条の6第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

(指名競争入札の入札保証金等)

第167条の13 第167条の7から第167条の10まで及び第167条の10の2(第6項を除く。)の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

(せり売りの手続)

第167条の14 第167条の4から第167条の7までの規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

(監督又は検査の方法)

第167条の15 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

2 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づいて行なわなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

(契約保証金)

第167条の16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 第167条の7第2項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第167条の17 地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

附 則(抄)

第1条 この政令は、公布の日から、これを施行する。

第7条 地方公共団体は、当分の間、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の3割(当該経費のうち総務省令で定めるものにつき当該割合によることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、総務省令で定めるところにより、当該割合に3割以内の割合を加え、又は当該割合から1割以内の割合を減じて得た割合)を超えない範囲内に限り、前金払をすることができる。

別表第3 (第121条の2関係)

工事又は製造の請負

都道府県	500,000千円
指定都市	300,000千円
市(指定都市を除く。次表において同じ。)	150,000千円
町村	50,000千円

別表第4 (第121条の2関係)

不動産又は動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が都道府県にあつては1件2万平方メートル以上、指定都市にあつては1件1万平方メートル以上、市町村にあつては1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い	都道府県	70,000千円
	指定都市	40,000千円
	市	20,000千円
	町村	7,000千円

別表第 5 （第167条の 2 関係）

1 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250万円
	市町村 (指定都市を除く。以下この表において同じ。)	130万円
2 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160万円
	市町村	80万円
3 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80万円
	市町村	40万円
4 財産の売払い	都道府県及び指定都市	50万円
	市町村	30万円
5 物件の貸付け		30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	100万円
	市町村	50万円

建設業許可の水道施設工事業（水道施設工事）の解説

■ 建設業許可 © 2024-08-17

建設業許可29業種 解説シリーズ

水道施設工事業

社労士・行政書士事務所 敷地

建設業許可業種の水道施設工事業（水道施設工事）

29種類ある建設業許可業種の中の水道施設工事業（水道施設工事）を解説いたします。

建設業許可業種における水道施設工事業（水道施設工事）の位置づけ

建設業許可29業種の中において、水道施設工事業（水道施設工事）がどのような位置にあるのか下記表にてご案内いたします。

建設業許可29業種の一覧表

工事の種類	建設業許可の29業種			対象対象者
一式工事 (2業種)	土木工事業	建築工事業		原則元請業者
専門工事 (27業種)	大工工事業	左官工事業	とび・土工工事業	工事の施工のために必要
	石工事業	屋根工事業	電気工事業	
	管工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業	
	鉄筋工事業	舗装工事業	しゅんせつ工事業	
	板金工事業	ガラス工事業	塗装工事業	
	防水工事業	内装仕上工事業	機械器具設置工事業	
	熱絶縁工事業	電気通信工事業	造園工事業	
	さく井工事業	建具工事業	水道施設工事業	
	消防施設工事業	清掃施設工事業	解体工事業	

水道施設工事業（水道施設工事）は工事の種類で言うところの専門工事に該当します。そして、水道施設工事業（水道施設工事）の取得が求められる建設業者は、工事の施工のために必要な業者とされています。

水道施設工事業 → 専門工事 → 工事の施工のために必要な業者

✓ あわせて読みたい

建設業許可の業種29種類と内容

水道施設工事業（水道施設工事）の専門工事とは？

29業種の建築工事のうち「土木一式工事」、「建築一式工事」を除く27業種の専門工事があります。水道施設工事業（水道施設工事）の場合は、取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事が例としてあげられます。

水道施設工事業（水道施設工事）の専門工事の例

1. 取水施設工事
2. 浄水施設工事
3. 配水施設工事
4. 下水処理設備工事 等

水道施設工事業（水道施設工事）における元請と下請の考え方

建設業許可は建設業法により定められていますが、この法でいう発注者、元請負人、下請負人の意味合いは世間で言われるものとは異なりますため、その考え方を整理してみます。

水道施設工事業（水道施設工事）の発注者とは

建設工事の最初の注文者

水道施設工事業（水道施設工事）の元請負人とは

下請契約における注文者で、建設業者であるもの

水道施設工事業（水道施設工事）の下請負人とは

下請契約における請負人

水道施設工事業（水道施設工事）の下請契約とは

建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者が、他の建設業を営む者との間で、請け負った建設工事の全部又は一部について締結される請負契約

上記の流れを図にしてみると下記となります。世間一般の通称と異なる点と比較してみてください。

通称	発注者（施主）	一次下請	二次下請	三次下請
建設業法上	発注者	元請負人	下請負人	
			元請負人	下請負人



水道施設工事業（水道施設工事）においては、下請負人へ注文を出す建設業者が元請業者で、それを請ける業者が下請業者となるのが特徴ですね。

水道施設工事業（水道施設工事）の業種区分と考え方

水道施設工事業（水道施設工事）が建設業許可ではどのような区分や考え方とされているのかをご案内します。

水道施設工事業（水道施設工事）の建設業の該当業種

水道施設工事業

水道施設工事業（水道施設工事）の建設工事における種類

水道施設工事

水道施設工事業（水道施設工事）の建設工事の内容

- 上水道のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事

- 工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事
- 公共下水道の処理設備を設置する工事
- 流域下水道の処理設備を設置する工事

水道施設工事業（水道施設工事）に求められる特徴

元請け工事又は下請け工事のどちらであるかは問われません。



一式工事の場合は「原則元請け工事」であることが求められる点が、専門工事とは異なります。

水道施設工事業（水道施設工事）許可で判断がつきにくい建設工事の区分と考え方

公表されている水道施設工事業（水道施設工事）の考え方の例を下記に記載します。

上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方

- 公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』
- 家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』
- 上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』
- 農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方

- 規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』
- 公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』
- 公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』

材料費が請負契約に含まれていない場合であっても、注文者が提供する材料費も合算して税込み500万円以上（建築一式工事の場合は税込み1500万円以上）となった場合は、建設業の許可が必要です。

※建設業法施行令第1条の2

「軽微な建設工事」のみを請け負う場合は、建設業許可は不要です。

「軽微な建設工事」とは、工事1件の請負代金の額が、

①「建築一式工事」にあつては、1,500万円（税込）に満たない工事もしくは延べ面積が150㎡に満たない工事

②「建築一式工事以外の建築工事」にあつては、500万円（税込）に満たない工事です。

なお、この請負代金の額の算定にあつては、以下の点に注意が必要です。

ア) 2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負金額の合計額

イ) 注文者が材料を提供する場合は、その材料費等を含む額

ウ) 単価契約とする場合は、1件の工事に係る全体の額

エ) 消費税及び地方消費税を含む額

※建設業法施行令第1条の2

附帯工事の説明

許可を受けた建設業者が、その許可された業種の建設工事を請け負う場合に、その建設工事に従として附帯する他の種類の建設工事の事を「附帯工事」と呼び、この付帯工事を一体として請け負うことは差し支えありません。また、その際には主たる工事に関する建設業許可を有していれば足ります。

ただし、「附帯工事」（軽微な建設工事を除く）を請負業者が自ら施工する場合は、当該業種の資格等を有した「専門技術者」の配置が必要となり、また、自ら施工しない場合はその許可を持った建設業者により下請施工させなければなりません。（建設業法第26条の2第2項）

主たる工事の建設業許可は必要
付帯工事の建設業許可は不要

附帯工事が否かの判断基準

建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ等に当たり、一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かが総合的に検討されるもので、主たる工事と当該工事との工事費の多寡によって定まるものではありません。

それぞれの工事が独立の使用目的に供されるものは、「附帯工事」とはいえないため注意が必要です。

附帯工事であれば一体として請け負っていいのね。

附帯工事であれば、許可を受けていない業種の建設工事であっても請け負うことができます。



附帯工事の注意点

500万円を超える附帯工事を施行する場合は、主任技術者又は主任技術者に相当する者を置いて自ら施工するか、専門工事の許可を受けた建設業者に請け負わせて施工させなければなりません。

附帯工事の例

1. 石工事業者が石垣を築造するにあたって基礎部分の掘削やコンクリート工事を施工する場合
2. 管工事業者が、既存の建物に冷暖房工事の配管をするに当たって、壁体をはつったり、熱絶縁工事をしたり、施工後に内装仕上工事をする場合
3. モルタルの補修のための下地を修正することは大工工事に該当するが、この工事は左官の目的のための附帯工事であるため、大工工事業の許可を受けていなくても、左官工事業の許可を受けていればよい。
4. 管工事（エアコン設置工事）の施工に伴って必要を生じた電気工事
5. 屋根工事の施工に伴って必要を生じた塗装工事
6. 電気工事の施工に伴って必要を生じた内装仕上工事（壁の一部貼り替えなど）

何が主たる工事になるのか、それによって取得する建設業許可業種が決ま
ってきますね

そもそも建設工事に該当しない作業

除草 草刈 伐採 樹木の剪定 庭木の管理 造林 除雪 融雪剤散布
測量 設計 地質調査 調査目的のボーリング 保守、点検、管理業務等の委託業務
清掃 浄化槽清掃 ボイラー洗浄 側溝清掃 造船 機械器具製造、修理
道路の維持管理 施肥等の造園管理業務 機械建設の賃貸 リース 建売住宅の販売
社屋の工事 資材の販売 物品販売 機械、資材の運搬 採石 宅地建物取引
コンサルタント 人工出し 解体工事や電気工事で生じた金属等の売却収入
JVの構成員である場合のそのJVからの下請工事等

上記の作業は建設工事に該当しないので、水道施設工事業（水道施設工事）のみならずその他の建設工事業種にも該当しません。これらは、兼業の扱いとなり、建設業の完成工事高に含めることもできませんので注意が必要です。

水道施設工事業（水道施設工事）の専任技術者の資格要件

水道施設工事業（水道施設工事）で建設業許可を取得するにあたり、一般建設業許可を取得するのか、又は特定建設業許可を取得するのかにより、専任技術者に求められる要件が異なりますので注意が必要です。

一般建設業で水道施設工事業の許可を取得する場合の専任技術者要件

| 学歴と実務経験を有する者（法第7条第2号イ）

指定学科修了者で高卒後5年以上若しくは大卒後3年以上の実務の経験を有する者

- 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、高校卒業後5年以上若しくは大学卒業後3年以上の実務経験を有し、かつ、それぞれ在学中に許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに指定された学科（指定学科）を修めている者

学歴	指定学科の卒業	実務経験業種	卒業後の実務経験年数
高校	必要	許可の該当業種	5年以上
大学	必要	許可の該当業種	3年以上

指定学科修了者で専門学校卒業後5年以上実務の経験を有する者又は専門学校卒業後3年以上実務の経験を有する者で専門士若しくは高度専門士を称する者

- 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、専門学校後5年以上の実務経験を有し、かつ、在学中に許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに指定された学科（指定学科）を修めている者
- 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、専門学校後3年以上の実務経験を有し、かつ、在学中に許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに指定された学科（指定学科）を修めている者のうち、専門士又は高度専門士を称するもの

学歴	指定学科の卒業	実務経験業種	卒業後の実務経験年数
専門学校	必要	許可の該当業種	5年以上
専門士又は高度専門士	必要	許可の該当業種	3年以上

「指定学科」とは？

建設業法施行規則第1条で規定されている学科で、建設業の種類ごとにそれぞれ密接に関連する学科として指定されているものです。

水道施設工事業の場合の指定学科

下記に関する学科が該当となります。

- 土木工学
- 建築学
- 機械工学
- 都市工学
- 衛生工学

実務経験10年以上の者（法第7条第2号ロ）

許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、10年以上実務の経験を有する者

学歴	指定学科の卒業	実務経験業種	卒業後の実務経験年数
不問	不問	許可の該当業種	10年以上



イ及びロの実務経験の年数は1業種あたりの年数になるので、例えば実務経験10年で2業種分必要な場合は10年を2回分の最低でも20年が必要となることに注意が必要です。

国土交通大臣が認定した者（法第7条第2号ハ）

国土交通大臣がイ又はロと同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

具体的には、下記の指定された国家資格者の事を指します。

水道施設工事業の専任技術者要件の対象資格（一般建設業）

1. 一級土木施工管理技士
2. 一級土木施工管理技士補
3. 二級土木施工管理技士（土木）
4. 二級土木施工管理技士補（土木）
5. 二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）
6. 二級土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）
7. 二級土木施工管理技士（薬液注入）
8. 二級土木施工管理技士補（薬液注入）
9. 一級建築施工管理技士
10. 一級建築施工管理技士補
11. 二級建築施工管理技士（建築）
12. 二級建築施工管理技士（躯体）

13. 二級建築施工管理技士（仕上げ）
14. 二級建築施工管理技士補
15. 一級管工事施工管理技士
16. 一級管工事施工管理技士補
17. 二級管工事施工管理技士
18. 二級管工事施工管理技士補
19. 一級造園施工管理技士
20. 一級造園施工管理技士補
21. 二級造園施工管理技士
22. 二級造園施工管理技士補
23. 上下水道・総合技術監理（上下水道）
24. 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）
25. 衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）
26. 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）
27. 建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号及び第3号該当

注意）上記の資格のみで要件を満たす場合と、**資格＋実務経験**を求める場合があります。
各資格要件（実務要件含む）については最新の建設業手引きで、ご確認ください。

実務上では要件を満たす国家資格を保有して、専任技術者になるパターンが多くあります。



※建設業許可の専任技術者要件を満たす国家資格の中には、実務経験も同時に必要とするものもあります。

特定 建設業で水道施設工事業の許可を取得する場合の専任技術者要件

建設業許可と特定建設業許可では求められる要件が異なるので注意が必要です。

水道施設工事業の専任技術者要件の対象資格（特定建設業）

1. 一級土木施工管理技士
2. 一級土木施工管理技士補
3. 二級土木施工管理技士（土木）
4. 二級土木施工管理技士補（土木）
5. 二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）
6. 二級土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）
7. 二級土木施工管理技士（薬液注入）
8. 二級土木施工管理技士補（薬液注入）
9. 一級建築施工管理技士
10. 一級建築施工管理技士補
11. 二級建築施工管理技士（建築）
12. 二級建築施工管理技士（躯体）
13. 二級建築施工管理技士（仕上げ）
14. 二級建築施工管理技士補
15. 一級管工事施工管理技士
16. 一級管工事施工管理技士補
17. 二級管工事施工管理技士
18. 二級管工事施工管理技士補
19. 一級造園施工管理技士
20. 一級造園施工管理技士補
21. 二級造園施工管理技士
22. 二級造園施工管理技士補

23. 上下水道・総合技術監理（上下水道）

24. 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）

25. 衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）

26. 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）

27. 国土交通大臣が上記の者と同等以上の能力を有すると認めた者

注意）上記の資格のみで要件を満たす場合と、**資格＋実務経験**を求める場合があります。
各資格要件（実務要件含む）については最新の建設業手引きで、ご確認ください。

こちらからお問い合わせください。

電話で相談

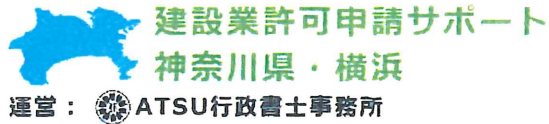
ラインで相談

2025/04/07 15:08

水道施設工事の建設業許可について説明します！ | 建設業許可申請サポート神奈川県・横浜

建設業許可申請サポート神奈川県・横浜 | 建設業許可申請サポート神奈川県・横浜 | 建設業許可申請サポート神奈川県・横浜

0467-91-4796



ご相談無料！ 電話受付時間 10:00～22:00（土日祝日も受付中）

0467-91-4796

でのお問い合わせはこちら

TOP

代表ごあいさつ

事務所紹介

料金のご案内

その他の許可・登録

お問い合わせ

建設業許可申請サポート神奈川県・横浜 > 投稿記事一覧 > 建設業の許可業種 > 水道施設工事の建設業許可について説明します！

水道施設工事の建設業許可について説明します！

カテゴリー：建設業の許可業種

水道施設工事について

略号

『水』

建設工事の種類

水道施設工事

許可業種

水道施設工事業

工事の内容

上水道・工業用水道等のための

取水・浄水・配水等の施設を築造する工事

公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事

工事の例示

取水施設工事、浄水施設工事

配水施設工事、下水処理設備工事

業種区分の考え方

①上下水道に関する施設の建設工事における

『土木一式工事』『管工事』『水道施設工事』間の区分の考え方

『土木一式工事』

公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事

『管工事』

家屋その他の施設の敷地内の配管工事

お問い合わせ・ご相談

建設業許可申請サポート
神奈川県・横浜

運営: ATSU行政書士事務所

電話受付時間 10:00～22:00

(土日祝日も受付中！)

ご相談無料！



0467-91-4796

でのお問い合わせはこちら
(24時間受付中)

建設業許可取得を お考えの業者様

許可要件がわからない
許可は取得できるの？
5つの許可要件って何？まずは！こちらから
許可要件をチェック

事務所案内

> 代表ごあいさつ

> 事務所紹介

> 料金のご案内

> 建設業許可を取得したお客様の声

> 建設業に関連する許可・登録

最新記事

> Myじんけん宣言

> 【建設業許可】平成30年4月～経
営事項審査（経審）改正のポイント

一記事一覧を見る

カテゴリー一覧

カテゴリーを選択

上水道等の配水小管を設置する工事

『水道施設工事』

上水道等の取水・浄水・配水等の施設

下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事

また、農業用水道・かんがい用配水施設等の建設工事は

水道施設工事ではなく『土木一式工事』に該当します。

②し尿処理に関する施設の建設工事における

『管工事』『水道施設工事』『清掃施設工事』間の区分の考え方

『管工事』

規模の大小を問わず浄化槽により（合併処理槽を含む。）

し尿を処理する施設の建設工事

『水道施設工事』

公共団体が設置するもので下水道により収集された

汚水を処理する施設の建設工事

『清掃施設工事』

公共団体が設置するもので汲取方式により収集された

し尿を処理する施設の建設工事

水道施設工事業の考え方

①上水道本管敷設工事

道路の改修を含めて、掘削から埋戻し、

舗装まで総合的に施工する場合は

土木一式工事になります。

②下水道施設については

公共下水道・流域下水道の処理設備の設置工事のみが

水道施設工事に該当する。

下水管渠の公道下配管工事は土木一式工事になり、

敷地内配管工事は管工事になる。

『水道施設工事業 技術者』の資格

特定建設業の専任技術者（監理技術者）

・一級土木施工管理技士

・【2年】＋二級土木施工管理技士（土木）

・上下水道・総合技術監理（上下水道）

・上下水道「上水道及び工業用水道」

総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）

・衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）

・衛生工学「廃棄物管理」、「廃棄物処理」又は「汚物処理」

建設業許可Q & A

MENU

＞ 建設業許可は必要？許可申請Q & A

＞ 建設業許可の条件とは？許可要件Q & A

→記事一覧を見る

許可取得後の手続きQ & A

＞ 建設業許可取得後の手続きQ & A

→記事一覧を見る

経審・入札Q & A

＞ 経審・入札参加Q & A

→記事一覧を見る

建設業許可 業種Q & A

＞ 建設業の許可業種Q & A

→記事一覧を見る

建設業許可申請について

＞ 建設業許可とは？許可は必要？ご説明いたします！

＞ 建設業許可取得にはこんなメリットがあります！！

＞ 建設業許可『新規』申請書類一覧

＞ 建設業知事許可・大臣許可の違いをわかりやすく説明します！

＞ 一般建設業許可と特定建設業許可の違いをわかりやすく説明します！

＞ 建設業許可の要件に社会保険加入が追加される！？

＞ 建設業許可の要件（条件）とは？わかりやすく説明します！

→記事一覧を見る

建設業許可取得後の手続き

＞ 建設業許可の5年に1度の更新申請はお任せください！

＞ 建設業許可の決算変更届はお任せ下さい！

＞ 建設業許可変更届の内容・届出時期を説明します！

総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」・「廃棄物処理」）

※【2年】指導監督の実務経験

一般建設業の専任技術者（主任技術者）

- ・一級土木施工管理技士
- ・二級土木施工管理技士（土木）
- ・上下水道・総合技術監理（上下水道）
- ・上下水道「上水道及び工業用水道」

総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）

- ・衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）
- ・衛生工学「廃棄物管理」・「廃棄物処理」又は「汚物処理」

総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」・「廃棄物処理」）

建設工事に該当しない工事例

- ・剪定、除草、草刈り、伐採
- ・道路・緑地・公園・ビル等の清掃や管理、建築物・工作物の養生や洗浄
- ・施設・設備・機器等の保守点検、（電球等の）消耗部品の交換
- ・調査、測量、設計
- ・運搬・残土搬出、地質調査・埋蔵文化財発掘・観測・測定を目的とした掘削
- ・船舶や航空機など土地に定着しない動産の築造・設備機器取付
- ・自家用工作物に関する工事

神奈川県建設業許可申請・経審はお任せ下さい！

当事務所では

水道施設工事業を新規で取得したい！

水道施設工事業を業種追加したい！

経審～入札に参加したい！など

建設業許可専門の行政書士が多忙なお客様にかわり、

書類作成・許可申請を代行いたします。

建設業許可新規申請・業種追加・経審のことなら

神奈川・横浜 建設業許可申請サポートにお任せ下さい！

- ＞ 他業種の建設業許可を追加したい！申請は必要！？
- ＞ 建設業許可の般・特 新規申請とは？わかりやすくご説明します！

→記事一覧を見る

経営事項審査（経審）・入札参加資格申請について

- ＞ 経営事項審査（経審）って何？詳しく説明します！
- ＞ 公共工事受注にはこんなメリットがあります！
- ＞ 経営状況分析申請とは？詳しく説明します！
- ＞ 経営事項審査申請（経審）とは？詳しく説明します！
- ＞ 【経審 評価項目】完成工事高（X1）とは？

→記事一覧を見る

建設業許可の許可業種

- ＞ 【新設】解体工事業が建設業許可に追加！！
- ＞ 土木一式工事の建設業許可について説明します！
- ＞ 建築一式工事の建設業許可について説明します！
- ＞ 大工工事の建設業許可について説明します！
- ＞ 左官工事の建設業許可について説明します！

→記事一覧を見る

建設業に関連する手続きQ&A

- ＞ 建設業許可に関連する手続きQ&A①
- ＞ 建設業許可に関連する手続きQ&A②
- ＞ 建設業許可に関連する手続きQ&A③

→記事一覧を見る

建設業許可に関連・隣接する手続き

- ＞ 産業廃棄物収集運搬業許可について説明します！
- ＞ 産業廃棄物収集運搬業の許可要件

神奈川県建設業許可申請・経費のことなら
建設業許可申請サポート神奈川・横浜にお任せ下さい！

1日でも早く許可を取得できるようサポートさせていただきます！
無料相談実施中！お気軽にお問い合わせ下さい！

電話受付時間 10:00～22:00（土日祝日も受付中！）
神奈川全域に対応いたします！

☎ **0467-91-4796**

✉ メールフォームからのお問い合わせはこちら
（24時間受付中）



行政書士 中村 展

- を詳しく説明します！ [MENU](#)
- ＞ 宅地建物取引業免許申請（宅建免許）についてご説明いたします！
 - ＞ 宅地建物取引業免許（宅建免許）の要件を詳しく説明します！
 - ＞ 【変更点あり！】解体工事業登録についてご説明します！

[→記事一覧を見る](#)

神奈川県の建設業許可はお任せ下さい！

[神奈川県・横浜市での建設業許可はこちら！](#)

建設業許可申請 新規取得コース

毎月3社様限定！WEB割引を実施中！！

（知事許可・個人）

130,000円⇒**110,000円**～（税別）

（知事許可・法人）

150,000円⇒**130,000円**～（税別）

お手続きの内容	申請先・許可区分	基本報酬額	証紙代等実費	合計
建設業許可 新規申請	知事・個人	130,000円 110,000円 ～		200,000円～
	知事・法人	150,000円 130,000円 ～	90,000円	220,000円～
	知事・特定	150,000円～		240,000円～
	大臣許可	180,000円～	150,000円	330,000円～

- ＞ 神奈川県川崎市の建設業許可申請はお任せ下さい！
- ＞ 神奈川県相模原市の建設業許可申請はお任せ下さい！
- ＞ 神奈川県藤沢市の建設業許可申請はお任せ下さい！

[→記事一覧を見る](#)

神奈川県の経費・入札参加はお任せ下さい！

- ＞ 神奈川県横浜市の経費・建設業許可はお任せ下さい！
- ＞ 神奈川県川崎市の経費・建設業許可はお任せ下さい！
- ＞ 神奈川県相模原市の経費・建設業許可はお任せ下さい！

[→記事一覧を見る](#)

建設業お役立ち情報（ブログ）

更新・決算変更届・業種追加コース

お手続きの内容	申請先・許可区分	基本報酬額	証紙代等実費	合計
更新		70,000円～	50,000円	120,000円～
決算変更届	知事許可	30,000円～	—	30,000円～
業種追加		80,000円～	50,000円	130,000円～
更新		120,000円～	50,000円	170,000円～
決算変更届	大臣許可	60,000円～	—	60,000円～
業種追加		120,000円～	50,000円	170,000円～
各種変更届	役員・資本金・商号・代表者			20,000円～

- ＞ 建設業許可の要件に社会保険加入が追加される！？
- ＞ 【国交省発表！】建設業許可業者は減少している？
- ＞ 2015年度 建設工事受注額は増加！！
- ＞ 社会保険未加入業者は建設現場から排除される！？
- ＞ 指定給水装置工事事業者 更新制の導入を検討？

[→記事一覧を見る](#)

経営業務の管理責任者・専任技術者

30,000円～

経営事項審査（経審）・入札参加資格申請コース

お手続きの内容	基本報酬額	証紙代等実費	合計
決算変更届（経審用）	50,000円～	—	50,000円～
経営状況分析	30,000円～	申請手数料	30,000円～ + 申請手数料
経営事項審査	60,000円～	申請業種数 による	60,000円～ + 申請業種数
経審シミュレーション	30,000円～	—	30,000円～
入札参加資格申請	30,000円～	—	30,000円～（1自治体） 申請数により料金の変動あり

※報酬額は税抜表示です。

法定の消費税を乗じてご請求申し上げます。

※上記報酬額は基本料金となっております。

書類作成の難易度により変動がございます。

（取締役・技術者様の人数、経営・専任の証明方法、業種数、営業所の数など）

事前にお見積書をご提示いたします。

※登記簿謄本、納税証明書、身分証明書、登記されていないことの証明書などを当事務所にて取得代行する場合は、実費分をご請求いたします。

0 Like 0 Post

神奈川県建設業許可申請・経審のことなら
建設業許可申請サポート神奈川・横浜にお任せ下さい！

1日でも早く許可を取得できるようサポートさせていただきます！
無料相談実施中！お気軽にお問い合わせ下さい！

電話受付時間 10:00～22:00（土日祝日も受付中！）

神奈川全域に対応いたします！

☎ 0467-91-4796

✉ メールフォームからのお問い合わせはこちらから
（24時間受付中）



行政書士 中村 晃

お問い合わせ MENU

建設業許可申請サポート
神奈川県・横浜

運営：ATSU行政書士事務所

電話受付時間 10:00～22:00
（土日祝日も受付中！）

ご相談無料！
☎ 0467-91-4796

✉ でのお問い合わせはこちら
（24時間受付中）

TOP

代表あいさつ

事務所紹介

料金のご案内

その他の許可・登録

お問い合わせ

建設業許可申請サポート
神奈川県・横浜

運営：ATSU行政書士事務所

無料相談実施中！お気軽にお問い合わせ下さい！

☎ 0467-91-4796 電話受付時間 10:00～22:00
（土日祝日も受付中！）

✉ メールフォームからのお問い合わせはこちらから（24時間受付中）

対応エリア [神奈川県 全域対応](#)

横浜市（中区、西区、保土ヶ谷区、南区、鶴見区、神奈川区、磯子区、金沢区、港北区、青葉区、都筑区、旭区、緑区、瀬谷区、栄区、泉区、戸塚区、港南区）川崎市（川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区）相模原市（中央区、南区、緑区）横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、平塚市、大磯町、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町、二宮町、小田原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、厚木市、愛川町、清川村、秦野市、伊勢原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

Copyright © 2025 建設業許可申請サポート神奈川県・横浜 All Rights Reserved.

2025/04/01 15:32

水道施設工事業とは | 注文住宅・デザイン住宅、リフォーム（増改築）なら栃木県栃木市大平町の工務店関口建設へ

水道施設工事業とは | 注文住宅・デザイン住宅・リフォーム（増改築）なら栃木県栃木市大平町の工務店関口建設へ

まごころ込めた家づくり
株式会社関口建設

関口建設のこだわり

家づくりの流れ

施工実績

会社案内

よくある質問



0282-4


[ホーム](#) > [建設業とは？建設工事と建設業の種類](#) > [水道施設工事業とは](#)

水道施設工事業とは

Construction industry

水道施設工事業とは、上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事です。

水道施設工事業の例示

取水施設工事

取水施設工事（上水道、工業用水道等の取水施設を総合的に築造する工事）

浄水施設工事

浄水施設工事（上水道、工業用水道等の浄水施設を総合的に築造する工事）

1. 上水道施設の水処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の水処理設備工事

配水施設工事

配水施設工事（上水道、工業用水道等の配水施設を総合的に築造する工事）

1. 公道下等の上水道管埋設工事は、土木工事業の土木一式工事
2. 農業用水道を建設する工事は、土木工事業の農業土木工事
3. 家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道の配管小管を設置する工事は、管工事業の給排水設備工事

下水処理設備工事

下水処理設備工事（公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事）

1. 公道下等の下水道管埋設工事は、土木工事業の土木一式工事
2. かんがい用排水施設工事は、土木工事業の農業土木工事
3. 規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事業の浄化槽工事
4. 下水道施設の水処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の水処理設備工事
5. し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事

その他工事

その他水道施設工事

家作りの基礎知識

家を建てる時のポイント
リフォーム・増改築のポイント

土地選びのポイント
建設業とは？建設業の種類

建築用語集

助成金について

住宅ローン減税・住宅ローン控除

建設工事と建設業の種類

[土木工事業](#)[左官工事業](#)[屋根工事業](#)[タイル・れんが・ブロッ](#)[ク工事業](#)[舗装工事業（ほ装工事業）](#)[ガラス工事業](#)[内装仕上工事業](#)[電気通信工事業](#)[建具工事業](#)[清掃施設工事業](#)[建築工事業](#)[とび・土工事業](#)[電気工事業](#)[鋼構造物工事業](#)[しゅんせつ工事業](#)[塗装工事業](#)[機械器具設置工事業](#)[造園工事業](#)[水道施設工事業](#)[大工工事業](#)[石工事業](#)[管工事業](#)[鉄筋工事業](#)[板金工事業](#)[防水工事業](#)[熱絶縁工事業](#)[さく井工事業](#)[消防施設工事業](#)[ホーム](#)[関口建設のこだわり](#)[家づくりの流れ](#)[施工実績](#)[よくある質問](#)[会社案内](#)[お問合せ](#)[お知らせ](#)[安心の10年保証](#)[お客さまの声](#)[移住応援！とちぎ](#)[家作りの基礎知識](#)[家を建てる時のポイント](#)[リフォーム・増改築のポイント](#)[土地選びのポイント](#)[建設業とは？建設業の種類](#)[建築用語集](#)[助成金について](#)[住宅ローン減税・住宅ローン控除](#)[リンク集](#)[サイトマップ](#)[サイトご利用規約](#)[プライバシーポリシー](#)

栃木で注文住宅を建てるなら栃木県大平町の工務店関口建設へ

一般住宅（一戸建て、注文住宅、デザイナーズハウス、木造住宅）から、企業・事業所（事務所、工場、倉庫）などの設計・企画・施工・工事（新築・増改築・リフォームなど）を全て一貫した体制でおこなっております。

【栃木県内】大平町、栃木市、岩舟町、小山市、藤岡町、野木町、佐野市、足利市、鹿沼市、西方町、壬生町、下野市、宇都宮市、真岡市、二宮町、上三川町、都賀町

【群馬県内】みどり市、桐生市、太田市、伊勢崎市、大泉町、邑楽町、館林市、千代田町、館林市、明和町、板倉町



まごころ込めた家づくり

株式会社関口建設

〒329-4422 栃木県栃木市大平町榎本904-3 TEL : 0282-43-6437 メールでお問合せ

Copyright© 2025 栃木県栃木市大平町の工務店 株式会社関口建設 All Right Reserved. Produced by coanet

建設業許可の業種区分

	建設工事の種類 (建設業法別表)	建設業の業種 (建設業法別表)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日告示第350号)	建設工事の例示 (昭和47年3月8日建設省計建発第46号)
1	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
2	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
3	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
4	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆、灰、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ、足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事 ロ、くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ、土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ、コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ、その他基礎的な又は準備的工事	イ、とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ、土工工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ、地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
6	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
7	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
8	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
9	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパイプ工事、ダクト工事、管内更正工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
13	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
15	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事

	建設工事の種類 (建設業法別表)	建設業の 業種 (建設業法別表)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日告示第350号)	建設工事の例示 (昭和47年3月8日建設省計建発第46号)
16	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
17	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又は はり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物 塗装工事、路面標示工事
18	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水 を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水 工事、シート防水工事、注入防水工事
19	内装仕上工事	内装仕上工事 業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニ ル床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の 内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、 床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20	機械器具設置 工事	機械器具設置 工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又 は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集 塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工 事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工 事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業 等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22	電気通信工事	電気通信工事 業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネット ワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気 通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設 備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設 備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭 園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築 物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工 事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育 成工事
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又 はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工 事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造 工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備 工事
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける 工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォ ール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木 製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設工事	水道施設工事 業	上水道、工業用水道などのための取水、浄水、配 水等の施設を築造する工事又は公共下水道若し くは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備 工事
27	消防施設工事	消防施設工事 業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消 火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取 付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃 ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設 置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火 災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救 助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28	清掃施設工事	清掃施設工事 業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
29	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

注：29の建設工事の種類のうち、土木一式工事及び建築一式工事の2つの一式工事は、工事の実施工
を想定している他の27の専門工事とは異なり、大規模又は施工内容が複雑な工事を、原則として
元請業者の立場で総合的にマネジメントする事業者向けの許可です。
そのため、一式工事の許可を受けた業者が、他の専門工事を単独で請負う場合は、その専門工事業
の許可を別途受けなければなりません。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		●プレストレストコンクリート工事のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事又は『土木一式工事』に該当する。 ●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道の敷地造成工事等が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ●ビルの外壁に固定された建機階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	大工工事、型枠工事、造作工事	●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ●ガラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ●『左官工事』における『吹付け工事』とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『土木一式・コンクリート工事』における『吹付け工事』とは、『モルタル吹付け工事』及び『種子吹付け工事』を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による積重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	●『とび・土工・コンクリート工事』における『コンクリートブロック据付け工事』並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における『コンクリートブロック積み(張り)工事』間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における『コンクリートブロック据付け工事』である。建築物の内外装として概石等をはり付け工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付け工事等が『石工事』における『コンクリートブロック積み(張り)工事』である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における『コンクリートブロック積み(張り)工事』であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における『鉄骨組立工事』と『鋼構造物工事』における『鉄骨工事』との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における『鉄骨工事』であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における『鉄骨組立工事』である。
	ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的なしは準備的工事	ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、築碁工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	●『プレストレストコンクリート工事』のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ●『地盤改良工事』とは、薬液注入工事、ウェルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における『吹付け工事』とは、『モルタル吹付け工事』及び『種子吹付け工事』を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における『吹付け工事』に該当する。 ●『法面保護工事』とは、法砂の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ●『道路付属物設置工事』には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における『屋外広告物設置工事』と『鋼構造物工事』における『屋外広告工事』との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における『屋外広告工事』であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における『屋外広告物設置工事』である。 ●トンネル防水工事等の土木系防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び概石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	●『とび・土工・コンクリート工事』における『コンクリートブロック据付け工事』並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における『コンクリートブロック積み(張り)工事』間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における『コンクリートブロック据付け工事』である。建築物の内外装として概石等をはり付け工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付け工事等が『石工事』における『コンクリートブロック積み(張り)工事』である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における『コンクリートブロック積み(張り)工事』であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和48年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	●「瓦」「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。 ●「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ●「屋根一体型の太陽光パネル設置工事」は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ●「屋根一体型の太陽光パネル設置工事」は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」「管工事」「電気通信工事」「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	●「発電設備工事」「送配電線工事」「引込線工事」「変電設備工事」「構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事」「照明設備工事」「電線工事」「信号設備工事」「ネオン設置工事」
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	●「冷暖房設備工事」「冷凍冷蔵設備工事」「空気調和設備工事」には、冷暖の配管工事などフロンの漏洩を防止する工事が含まれる。 ●「給排水設備工事」「衛生設備工事」「衛生設備工事」「給排水・給湯設備工事」「厨房設備工事」「給排水・給湯設備工事」「衛生設備工事」「給排水・給湯設備工事」の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により汚水を処理する施設の建設工事の「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事は「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲排水方式により収集された汚水を処理する施設の建設工事は「清掃施設工事」に該当する。 ●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」「管工事」「電気通信工事」「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ●「建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事」は「管工事」に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は「機械器具設置工事」に該当する。 ●「上下水道に関する施設の建設工事」における「土木一式工事」「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下の下水道の配管工事及び下水道処理場の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ●「公害防止施設を単体で設置する工事」については「清掃施設工事」ではなく、それらの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	●「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に該当する。 ●「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレープ養生をした軽量気泡コンクリートパネルも含まれる。 ●「れんが・土・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において構造物の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「れんが・土・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として礎石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、間門、水門等の門扉設置工事	●「どび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立ててこのみを請け負うのが「どび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。 ●「どび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」は、鋼構造物工事の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。 ●「どび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」は、鋼構造物工事における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「どび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	●「鉄筋工事」は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなり、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	●舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては「舗装工事」ではなく「どび・土工・コンクリート工事」に該当する。 ●人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けられるものは「舗装工事」に該当する。
しゅんせつ工事 板金工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	しゅんせつ工事 板金加工取付け工事、建築板金工事	●「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事であり、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や屋根の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ●「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。
ガラス工事 塗装工事 防水工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事 塗料、塗材等を工作物に取付け、塗付け、又ははり付けする工事 アスファルト、モルタル、シーリング材等によつて防水を行う工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事 塗装工事、溶射工事、ライニング工事、張り仕上げ工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事 アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	●「下地調整工事及びプラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ●「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく「どび・土工・コンクリート工事」に該当する。 ●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上げ工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上げ工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	●「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ●「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ●「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ●「通称機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ●「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「機械器具設置工事」ではなく「管工事」に該当する。 ●公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機材設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機材設備工事、TV電波障害防除設備工事	●既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は「電気通信工事」に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する業務の提供等の業務は、「電気通信工事」に該当しない。 ●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和48年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	●「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ●「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ●「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、遊具施設等の建設工事が含まれる。 ●「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ●「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
さく井工事	さく井機等を用いてさく井、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく井工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	● 上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ● 原処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲排水方式により収集された尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸気性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、縦降機、避難機、避難橋又は排煙設備の設置工事	● 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。 ● 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	● 公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。 ● し尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲排水方式により収集された尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	● それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。

国土交通省大臣官房技術調査課 監修

国土交通省
土木工事標準積算基準書
(共通編)

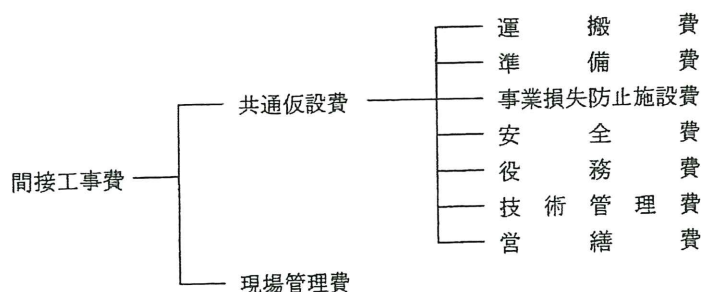
令和6年度版

一般財団法人 建設物価調査会 発行

② 間接工事費

1. 総 則

この算定基準は、間接工事費の算定に係る必要な事項を定めたものである。間接工事費の構成は、下記のとおりとする。



2. 共通仮設費

(1) 工種区分

共通仮設費は、表-1に掲げる区分ごとに算定するものとする。

- 1) 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。
- 2) 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、主たる工種とは、(2)の1)に定める対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断し難い場合は直接工事費で判断してよい。
- 3) 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(2) 算定方法

共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。

1) 率計算による部分

下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。

対象額 (P)

= 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費

(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。

- a. 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費
- b. 上記aを支給する場合の支給品費
- c. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価(工場製作品を含む。)
- d. 大型標識柱[オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式]、しゃ音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費(製作費を含む。)

(ロ) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費 + 事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

ただし、コンクリートダム工事・フィルダム工事については、支給電力料を対象額に含めないものとする。

また、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。

(ハ) 無償貸付機械等評価額の算定は次式により行うものとする。

$$\left[\begin{array}{c} \text{無償貸付機械等} \\ \text{評価額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{無償貸付機械と同機種、同} \\ \text{型式の建設機械等損料額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{当該建設機械等の設計書に} \\ \text{計上された経費} \end{array} \right]$$

(貸付にかかる損料額) (業者持込の損料額) (無償貸付機械等損料額)

ダウンロード権付



国土交通省土木工事積算基準による

改訂16版

諸経费率早見表

[共通仮設费率・現場管理费率]
[一般管理費等率・イメージアップ経费率]

平成27年6月

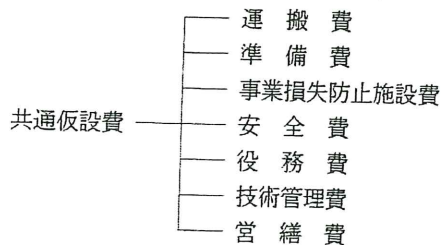
一般財団法人 建設物価調査会

別 紙

○共通仮設費算定基準

1. 総 則

この算定基準は、間接工事費のうち共通仮設費の算定に係る必要な事項を定めたものである。
共通仮設費の構成は、下記のとおりとする。



2. 一般事項

(1) 工種区分

共通仮設費は、「積算基準」の別表第1に掲げる区分ごとに算定するものとする。

イ 工種区分は、工事名にとられることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。

ロ 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。

なお、主たる工種区分とは下記(2)のイに定める対象額の大なる工種区分をいう。

(2) 算定方法

共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。

イ 率計算による部分

下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。

対象額(P) = 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費

(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。

(ロ) 簡易組立式橋梁、PC桁、門扉、ポンプ、グレーチング床版、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費

(ハ) 上記(ロ)を支給する場合の支給品費

(ニ) 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうち工場原価

(ホ) 大型標識柱(オーバーヘッド柱、オーバーハング柱)の製作費を含む材料費

(ロ) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費 + 事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

ただし、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。

(イ) 無償貸付機械等評価額の算定は次式によりおこなうものとする。

無償貸付機械等評価額 = 無償貸付機械と同機種、同型式の建設機械等損料額 - 当該建設機械等の設計書に計上された経費(無償貸付機械等損料額)

ロ 共通仮設費率の補正

施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。

なお、コンクリートダム・フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。

令和6年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定総括表

項 目	令和5年度版 頁番号	内 容
第一編 請負工事標準歩掛		
第1章 積算基準		
第1節 請負工事積算基準		
1-1-1 適用範囲	1	・適用範囲の追記
1-1-2 設計書の作成	1	・表記の修正
1-1-4-1 直接工事費	1	・表記の修正
第2節 工事費の積算		
1-2-1 直接工事費		
1-2-1-2 労務費	4	・表記の修正
1-2-1-3 直接経費	5	・表記の修正
1-2-1-4 諸経費及び端数処理	6	・表記の修正
1-2-1-5 注意事項	6	・表記の修正
1-2-2-2 共通仮設費	7	・別途考慮する事項について追記 ・「主たる工種」の説明を削除
	9	・(注)(チ)表記の修正
	10	・(3)共通仮設費の率分 表記の修正
	13	・(4)-1 表-3 自走の項目を削除
	20	・(4)-4 安全費 表記の修正
	21	・(4)-5 役務費 表記の修正
1-2-2-3 現場管理費	25～28	・表記の修正
1-2-4-4 一般管理費率の補正	31	・表記の修正
1-2-11 時間的制約を受ける工事の積算	36	・表記の修正
第2章 開削工歩掛		
第1節 標準掘削断面		
2-1-3 掘削幅の算定	41～42	・掘削深の追記
第3節 铸铁管布設工		
2-3-3 メカニカル継手歩掛表	54	・耐震型補強金具の割増を追記

令和6年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和5年度版 頁番号	現行（令和5年度）	改定（令和6年度）
P6	1-2-1-5 注意事項 (1) 歩掛の中で単計上となっている諸雑費について 諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため単計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。 計上にあたっては、所定の諸雑費率の上限とし、当該金額を超えない範囲で端数調整を行うものである。	1-2-1-5 注意事項 (1) 歩掛の中で単計上となっている諸雑費について 諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため単計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。 計上にあたっては、所定の諸雑費率を乗じた額を上限とし、当該金額を超えない範囲で端数調整を行うものである。 (2) 常設作業帯の設備が困難な地区での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼすおそれがある場合の積算については、別途考慮すること。
P7	1-2-2-2 共通仮設費 (1) 工種区分 共通仮設費は、表-1に掲げる区分ごとに算定するものとする。 1) 工種区分は、工事名にとらわれないこととなく、工種内容によって適切に選定するものとする。 2) 2種以上の工種内容を適用する工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、「主たる工種」とは、(2)1)に定める対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断しよ。	1-2-2-2 共通仮設費 (1) 工種区分 共通仮設費は、表-1に掲げる区分ごとに算定するものとする。 1) 工種区分は、工事名にとらわれないこととなく、工種内容によって適切に選定するものとする。 2) 2種以上の工種内容を適用する工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。ただし、判断しがたい場合は直接工事費で判断しよ。